

B-14

旅費交通費細則

制定 平成 30 年 11 月 19 日

(目的)

第 1 条 この細則は、特定非営利活動法人市民後見人の会（以下「本会」という）の会員が会務のために出張する場合に支給する旅費交通費について定める。

(支給基準)

第 2 条 この細則における旅費交通費の支給は、次の各号に掲げる場合に限る。

- (1) 会員が、理事長、事務局長及び部会長の命を得て出張する場合
- (2) 東京都 23 区外に居住する役員、委員が、理事会、事務局会議、各部会に出席する場合。ただし、月に 2 回を限度とする

(支給旅費)

第 3 条 支給旅費交通費は、公共の交通機関でなるべく低料金のルートを優先した経路の費用（IC カード利用の金額）とする。

(支払)

第 4 条 支払は、所定の旅費交通費精算書に必要事項を記載し、事務局長の承認を得て旅費交通費の支給をうけるものとする。

(改廃)

第 5 条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

(管理責任者 事務局長)